
2020年公務員本試験出願目前ガイダンス

土橋講師 レジюме



1 試験日程をきちんと確認しよう！

- 併願先をどこにするかにもかかわるので、きちんと確認しておこう

【注意】これは昨年 2019 年度のものです

○2019 年度実施日程（行政系・公安系）

4月	4/20 衆議院法制局（総合職）
	4/28 国家総合職（院卒者・大卒程度）
5月	5/3 参議院事務局（総合職）
	5/4 参議院事務局（総合職），衆議院事務局（総合職・大卒），警視庁警察官 I 類（第 1 回）
	5/5 参議院法制局（総合職），東京都 I 類 B，特別区 I 類，警視庁警察行政職員 I 類，東京消防庁 I 類（事務）
	5/11 衆議院事務局（一般職・大卒），裁判所職員（事務官・家裁調査官補），
	5/12 東京都 I 類 A，東京消防庁消防官（専門系），県警察官（大卒）一部
	5/18 国立国会図書館（総合職・一般職）
	5/19 北海道一般（行政 A）第 1 回，大阪府行政（22-25），大阪府事務行政（22-25）， 5/26 東京消防庁消防官 I 類（第 1 回）
6月	6/9 国税専門官，財務専門官，法務省専門職員（人間科学），労働基準監督官， 食品衛生監視員，航空管制官，皇宮護衛官（大卒），防衛省専門職員
	6/15 外務省専門職員（1 日目）
	6/16 国家一般職（大卒程度），外務省専門職員（2 日目）
	6/23 地方上級（県・政令指定都市），政令指定都市消防官， 市役所 A 日程（政令指定都市以外の一部市役所），市役所消防官 A 日程
7月	7/7 国立大学法人等職員
	7/14 県警察官（大卒）一部
	7/28 市役所 B 日程，市役所消防官 B 日程
8月	8/25 東京消防庁消防官 I 類（第 2 回）
9月	9/1 特別区経験者
	9/22 市役所 C 日程，市役所消防官 C 日程
	9/29 北海道一般行政 A（第 2 回），国家総合職（法務・教養）
10月	10/20 市役所・市役所消防官 D 日程
	10/27 神奈川県（秋季チャレンジ）
1月	1/12 警視庁警察官 I 類（第 3 回）

- ※ 公表前の職員採用試験の日程は今後見直される可能性があるため、必ず公式発表をご確認下さい。
- ※ 市役所試験の場合には、自治体ごとにそれぞれ独自の日程で実施されることがあるので、志望する自治体の HP など事前に必ずご確認下さい。

* L E C 受講生限定のサービス：公務員試験採用情報配信中ですので、ご利用を！

2 出願期間を確認しよう！・・・・・・・・・・始めています、まもなく始まります！

- 申し込まなければ、試験は始まらない！出願期間を確認しよう！
- インターネット申込の場合は、申込みとは別に、事前登録が必要な場合もあるので、確認しよう！
*国家系のインターネット事前登録は、3/27(金)の9:00～、始まります！
- インターネット申込の場合は、プリンターも必要という場合もあります！（国家系・東京都など）
- インターネット申込では、終了間際の申込は、回線混雑の可能性があるので、危険です！早めに申し込もう！
- その際、2次試験の日程なども確認し、各自、スケジュール帳などに記載して、重なりがないか検討しておくこと。(万が一、試験日や面接日程が重なった場合に、どちらを優先するかなども検討・心構えをしておく)

試験名	本試験日	出願期間
総合職	4月26日(日)	ネット 3月27日(金)9:00～4月6日(月)
一般職	6月14日(日)	ネット 4月3日(金)9:00～4月15日(水)
国税専門官 労働基準監督官	6月7日(日)	ネット 3月27日(金)9:00～4月8日(水)
裁判所職員	5月9日(土)	ネット 4月1日(水)15:00～4月9日(木) 郵送 4月1日(水)～4月3日(金)
都庁	5月3日(日)	ネット 4月2日(木)10:00～4月8日(水)15:00 郵送 4月1日(水)～4月7日(火)(消印有効)
特別区	5月3日(日)	ネット 3月19日(木)～4月6日(月) 郵送 3月19日(木)～4月2日(木)
横浜市	6月28日(日)	ネット 4月15日(水)～5月13日(水)

3 採用案内を確認しよう！・・・・・・・・・・事前提出資料は？

- 2にも重なるが、採用案内をしっかりと確認し、受験資格、申込みに際して必要な書類などはないか、きちんと確認しよう！
- 自治体によって横浜市のようにES提出の提出や、重要な意思決定が必須の試験も存在する
 - ⇒ 昨年のシートなどの情報があれば、事前の準備で作成しておくこと
 - ⇒ 一般的に、申し込み前に公表されるので、各自治体の情報に定期的にアクセスすることが大切
 - ⇒ ちなみに横浜市(事務)の場合、最終の3次試験においては面接の評価が630点/660点満点
 - ⇒ 特別区(東京23区)については、志望3区を決定し、申込みの際に選択することになる
- 迷ったら、全国の担任講師や本校スタッフとの相談を

4 どこを受験する？併願先を考える・・・試験科目の類似性を考える

■ 併願先を考える際に大切なことは、自分の気持ち、試験の併願のしやすさ

例) 国家一般職

教養試験			専門試験（8つの科目選択）	
文章理解	(現6英5)	1 1	憲法	5
判断推理	知能科目	6	行政法	5
数的推理	他は知識科目	7	民法（総則・物権）	5
資料解釈	数的処理	3	民法2（債権・親族相続）	5
政治経済（法律政治2経済1）		3	ミクロ経済学	5
社会（時事問題を含む）		3	マクロ経済学	5
世界史		1	財政学・経済事情	5
日本史		1	経営学	5
地理		1	政治学	5
思想		1	行政学	5
文学芸術		0	国際関係	5
数学		0	社会学	5
物理		1	心理学	5
化学		1	教育学	5
生物		0	英語（基礎）	5
地学		1	英語（一般）	5
出題数		4 0	出題数	8 0
解答数		4 0	解答数	4 0

27点も!

13点のみ!

目標 60%

目標 70% (区 80%)

例) 特別区（東京23区）

教養試験			専門試験	
文章理解	(現5英4)	9	憲法	5
判断推理	知能科目	9	行政法	5
数的推理	他は知識科目	6	民法（総則・物権）	5
資料解釈	数的処理	4	民法2（債権・親族相続）	5
法律・政治		3	ミクロ経済学	5
経済		1	マクロ経済学	5
社会（というか時事問題）		6	財政学・経済事情	5
世界史		1	経営学	5
日本史		1	政治学	5
地理		1	行政学	5
思想		1	社会学	5
文学芸術		0		
数学		0		
物理		2		
化学		2		
生物		2		
地学		2		
出題数		4 4	出題数	5 5
解答数		4 0	解答数	4 0

28点も!
↓
とても大切

20問中
↓
12点のみ

目標 60%

目標 80% (問題が簡単のため)

■ その地域・地方特有の併願についての情報は、全国の担任講師・本校スタッフに相談を

～参考資料～

○ 教養試験／基礎能力試験出題数一覧（2019：年度実施の例^{*5}）

		国家 総合職	裁判 所事務官	国家 一般職	国家 専門職	国立 大学法人 等職員	地方 上級 全国型	地方 上級 関東型	地方 上級 中北型	東京 都Ⅰ類 B一般 方式	特別 区Ⅰ類 事務	横浜 市大卒 事務	京 都府 行政Ⅰ A	経 験者 採用	市役 所B日 程	市役 所C日 程 ^{*5}	警視 庁Ⅰ類 第1回	東京 消防 庁Ⅰ類 第1回	
一般 知能 分野	文章	英 文	7	5	5	5	4	5	5	5	4	4	5	6	5	3	3	2	2
		現代文	4	5	6	6	3	3	3	3	4	5	5	3	3	3	3	6	5
	数的 処理	判断推理 ^{*1}	9	10	9	8	8	10	6	10	7	8	5	10	8	8	7	9	5
		数的推理	5	6	4	5	4	6	6	6	5	7	8	5	5	4	5	6	5
	資料解釈	2	1	3	3	1	1	1	1	4	4	2	1	1	2	2	2	5	
知能 分野 小計	出題数	27	27	27	27	20	25	21	25	24	28	25	25	22	20	20	25	22	
	解答数	27	27	27	27	20	25	21	25	24	28	25	25	22	20	20	25	22	
一般 知識 分野	自然科学	数 学				1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	4
		物 理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2
		化 学	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	2	1	1	2	2	1	2
		生 物 学	1	1	1	1	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	2
		地 学		1			1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
	科学一般																		
	人文科学	思 想	1	1	1	1	1					1 ^{*4}	1	1	1	1	1	2	
		文学芸術									1 ^{*2}	1	1	1	1	1	1	1	
		日 本 史	1	1	1	1	2	2	3	3	1 ^{*3}	1	2	1	2	2	2	2	1
		世 界 史	1	1	1	1	2	2	3	2	1 ^{*3}	1	1	1	2	2	2	2	1
		地 理	1	1	1	1	2	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1
	社会科学	国 語																1	2
		英 語																2	1
		法律・政治	1	3	2	2	3	4	4	3	2	3	11	3	2	3	2	3	2
経 済		1	2	1	1	2	2	4	3	1	1	6	4	2	3	2	2	1	
社 会		1				2	2	1	1			3	6	1	3	3	1	1	
	障・社説 講 人権問題	3		3	3		4	4	3	5	4	7		5		2	3	3	
	その他												2						
教養科目 合計	出題数	40	40	40	40	40	50	50	50	40	48	60	40	40	40	40	50	45	
	解答数	40	40	40	40	40	50	40	50	40	40	60	40	40	40	40	50	45	

*1：判断推理には「空間概念」「空間把握」などの図形の問題を含んで数えている。

*横浜市は人文・自然を出題から削除、全50題に変更

*2：「文化」として出題されている。

*3：「歴史」として出題されている。

*4：「倫理・哲学」として出題されている。

*5：市役所C日程は2018年の数値。

※ 科目別問題数の内訳は実施団体公表のものほか、受験者からの情報から再構成したものを含むため実際と異なる場合がある。

※ 地方上級では、地域により人権問題が、社会科学系の問題の一部として出題される場合がある。

ご注意ください 傾向を把握するための資料です。特定の年度を想定しているものではありません。

～参考資料～

○ 専門試験（択一式）出題数一覧（2019：年度実施の例^{*7}）

		国家 総合 職法律	国家 総合 職経済	裁判 所事務 官	国 税専 門官	労働 基準 監督 官A	財 務専 門官	国家 一般 職	地方 上級 全国 型	地方 上級 関東 型	地方 上級 中北 型	特別 区一 類事務	静岡 県行政 一	京都府 行政一 総合	京都府 行政一 法律	京都府 行政一 経済	市役所 B日程	市役所 C日程 ^{*7}	市役所 専門選 択型	
法律	憲法	7	3	7	3	4	6	5	4	4	5	5	4	4	5	5 ^{*8}	3	4	5	
	行政法	12			3	4	8	5	5	5	8	5	5	5	12		6	5	5	
	刑法	3		10		3			2	2	2		1	2	3		2	2		
	民法	12	3	13	6	5	5	10	4	6	7	10	5	4	12	5 ^{*8}	4	4	5	
	商法	3			2		1													
経済	労働法	3				7			2	2	2		2	2	3		2	2		
	国際法	3																		
	経済原論	2 ^{*3}	16	10	6	9	6	10	9	11	8	10	8							
	経済政策									3	2		3	11 ^{*4}	5 ^{*4}	18	11 ^{*4}	11 ^{*4}	5	
	財政学	4 ^{*3}	5		6		6		5	3	4	3	5	4	3		4	3	3	5 ^{*5}
	経済事情			8		4	2				3		1			4				
	経済史									1						4				
	計量経済学																			
行政	統計学		5				6										2			
	国際経済学		3																	
	労働経済					3 ^{*2}														
	政治学			3			3	5	2	2	2	5	2	2			2	2	5	
	行政学							5	2	2	2	5	2	2			2	2		
商業	社会政策					2 ^{*2}			3	3	2		3	3			3	3	5	
	社会学			2	2	3	5			2	5								5 ^{*6}	
	国際関係							5	2	3	2		4	2			2	2	5	
	会计学					8	6													
	経営学		3		6	6	5	2	2		5	3								
その他	社会事情			1																
	労働事情					5														
	英語			12 ^{*1}		6	10													
	心理学						5					2								
	教育学						5					3							(5)	
	情報工学			6		6														
	情報数学			6		6														
	情報社会 社会福祉												3							
合計	出題数	49	46	40	70	48	76	80	40	50	50	55	55	40	40	40	40	40	40	
解答数	40	40	30	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	

*1：「英語」、「商業英語」をあわせた数値。
 *2：いずれも「労働経済・社会保障」として出題されている。
 *3：いずれも「経済学・財政学」として出題されている。
 *4：いずれも「経済学」として出題されている。「経済史」や「経済事情」の出題が含まれることがある。
 *5：「財政学・金融論」として5題出題されている。
 *6：「社会学・教育学」として5題出題されている。
 *7：市役所C日程は、2018年度の数値。
 *8：憲法と民法で合わせて5問

※市役所B/C日程は必須解答タイプの一覧。専門選択型は、50問中8分野40問選択型の例を掲載。

ご注意ください 傾向を把握するための資料です。特定の年度を想定しているものではありません。

～参考資料～

○ 専門試験（記述式）の方法・内容（2019年度実施の例）

国税専門官	第1次試験で実施※, 1科目選択解答。80分 憲法, 民法, 経済学, 会計学, 社会学
財務専門官	第1次試験で実施※, 1科目選択解答。80分 憲法, 民法, 経済学, 財政学, 会计学
労働基準監督A	第1次試験で実施※, 2科目必須解答。120分 労働法, 労働事情
裁判所事務官 (総合職・大卒)	第1次試験で実施※, 1科目必須解答。60分 憲法 第2次試験で実施, 2科目必須解答。120分 民法, 刑法
裁判所事務官 (一般職・大卒)	第1次試験で実施※, 1科目必須解答。60分 憲法
東京都 類B 行政 (一般方式)	第1次試験で実施, 10科目中3科目選択解答。120分 憲法, 行政法, 民法, 経済学, 財政学, 政治学, 行政学, 社会学, 会计学, 経営学
大阪府 行政(22-25)	第2次試験で「論文試験」として実施, 申込時に(1)・(2)のいずれかを選択。60分。 (1) <見識又は法律経済分野> 以下の①～⑧の8科目のうち1科目を試験日当日に選択解答。 <見識分野> 社会事象に関する基礎的知識や論理的思考力などを問う問題 ①見識 <法律・経済分野> 法律や経済の専門知識を問う問題 ②憲法, ③行政法, ④民法, ⑤経済原論, ⑥財政学, ⑦経済政策, ⑧経営学 (2) <情報分野> 情報処理に関する分野の論文と, 情報処理の基礎的な知識を問う問題
横浜市 事務	事務区分第2次試験で「専門時事論文」として実施 6分野から1題選択。60分 法律, 政治, 経済, 経営, 社会, 教育

※ 採点結果は第1次試験の結果には反映されず, 第2次試験の結果に反映される。

※ 横浜市は, 論文試験に変更になりました。例題を4月15日(水)に採用案内ホームページ掲載するそうなので, 受験者は確認を!

5 併願先を考える一考察～国家総合職の受験・一般職との類似性・試験慣れ～

- 試験に慣れる、試験に受かるチャンスでもあるので、国家総合職などの受験も考えてみよう
- 本命・本番の試験は、非常に緊張する！事前に、試験の雰囲気慣れる良い契機となる
- 過去にも、事務・技術・心理、いずれの試験区分志望者においても、地方上級・国家一般職向けのコースを受講している方にも、合格者は出ている
- 国家総合職を狙っている方は、国家一般職はもちろんのこと、東京都庁などの併願は、専門記述の共通性などがあり、併願先としてお勧め
- 国家総合職、国家一般職の併願を考えている方には、意外な『類似性』も
- そうでない方にとっても試験の中で、問題を持ち帰ることができることから、出題された問題の知識を再確認する良い機会となる
- 時事問題などは、そのまま自身の併願先の出題予想としても活用できる！
- 国家総合職を受験すると、5月26日（火）～6月12日（金）に人事院面接があるため、併願先の面接前に、実地で面接の体験もできる
- では、類似性とは??? 次のページを参照してみよう

【2015 国家総合職（憲法）】

[No. 3] 財産権の保障に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 憲法による財産権の保障は、我が国における私有財産制度の保障と、個人の現に有する具体的な財産上の権利の保障という二つの側面を有する。

イ 憲法第 29 条第 2 項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定し、また同条第 3 項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と定めている。判例は、これらの規定に照らして、財産権の内容を制限する場合には、法律でこれを定めるとともに、当該法律に補償規定を設けなければ、違憲無効であるとしている。

(×⇒法律に保障規定がなくとも、憲法を用いて損失補償はできるとするのが判例。河川附近地制限令事件。)

ウ 憲法上、財産権を侵してはならないとされ、また、その内容は、法律でこれを定めることとされているが、憲法第 94 条に従って「法律の範囲内で」制定される条例によって、財産権に制限を加えることは許容される。(⇒奈良県ため池条例事件ですね)

エ 憲法第 29 条第 3 項が定める「公共のため」とは、「公共の福祉のため」というよりも狭い観念であると解されるため、その範囲は病院、学校、道路の設置・建設など不特定多数の人々が受益者となる場合に限られるのであって、特定の個人が受益者となる場合はこれに当たらないとするのが判例である。

(×⇒収用全体の目的が公共のためのものであれば、たまたま特定の者が利益を享受する結果となっても、公共性は否定されないとしています。 ↑ 農地改革事件の小作農ですね。)

オ 憲法第 29 条第 3 項にいう「正当な補償」とは、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額をいうのであって、必ずしも常に当該価格と完全に一致することを要するものではなく、この趣旨に従うと、収用する土地の補償金の額の算定について定めた土地収用法第 71 条の規定には、十分な合理性があり、同条は憲法第 29 条第 3 項に違反しないとするのが判例である。(⇒最判平 14.6.11 です)

1 ア, ウ 2 ア, エ 3 **ア, ウ, オ** 4 イ, ウ, エ 5 イ, エ, オ

(参考) 土地収用法

(土地等に対する補償金の額)

第 71 条 収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。

* 地価上昇率ではなく、物価上昇率を掛け算するという。土地収用が決まった以上、転売はできないのだし、ゴネ得を防止するために、物価上昇率をかけるのです。

【2015 国家一般職（憲法）】

[No. 1 2] 憲法第 29 条に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア 憲法第 29 条第 1 項は「財産権は、これを侵してはならない」と規定するが、これは、個人の現に有する具体的な財産上の権利の保障を意味し、個人が財産権を享有し得る法制度の保障までも意味するものではない。（×⇒双方、保障しているのです）

イ 憲法第 29 条第 2 項は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定するが、この「公共の福祉」は、各人の権利の公平な保障を狙いとする自由国家的公共の福祉を意味し、各人の人間的な生存の確保を目指す社会国家的公共の福祉までも意味するものではない。

（×⇒前者が内在的制約を意味する消極目的規制。後者が政策的制約を意味する積極目的規制。いずれも公共の福祉による制約です。）

ウ 特定の個人に対し、財産上特別の犠牲が課せられた場合と、生命、身体に対し特別の犠牲が課せられた場合とで、後者の方を不利に扱うことが許されるとする合理的理由はないから、痘そうの予防接種によって重篤な後遺障害が発生した場合には、国家賠償請求によらずに、憲法第 29 条第 3 項を直接適用して、国に対して補償請求をすることができる。

（×⇒予防接種禍について、判例は、国家賠償法で救済を図っています。）

エ 憲法第 29 条第 3 項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と規定するが、この「公共のため」とは、ダムや道路などの建設のような公共事業のためであることを意味し、収用全体の目的が広く社会公共の利益のためであっても、特定の個人が受益者となる場合は該当しない。

（×⇒収用全体の目的が公共のためのものであれば、たまたま特定の者が利益を享受する結果となっても、公共性は否定されないとしています。農地改革事件ですね。）

オ 補償請求は、関係法規の具体的規定に基づいて行うが、法令上補償規定を欠く場合であっても、直接憲法第 29 条第 3 項を根拠にして、補償請求をすることができる。

（×⇒法律に保障規定がなくとも、憲法を用いて損失補償はできるとするのが判例。河川附近地制限令事件。）

1 ア

2 オ

3 イ、ウ

4 ウ、エ

5 エ、オ

【2015 国家総合職（憲法）】

[No. 4] 内閣及び内閣総理大臣に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 憲法第 66 条第 3 項は、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うと規定していることから、閣議決定は、内閣法第 4 条第 1 項の「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする」との規定に基づく要式行為と解すべきであり、その決定は全大臣が署名押印した文書により行う必要がある。

イ 憲法第 72 条の規定に基づいて、内閣法第 6 条は、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する」と規定している。この指揮監督権を行使するためには、閣議にかけて決定した方針が存在することを要するが、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、内閣総理大臣は、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有するとするのが判例である。

ウ 内閣法第 9 条は、「内閣総理大臣に事故のあるとき」又は「内閣総理大臣が欠けたとき」は、そのあらかじめ指定する国務大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行うものとしているが、当該国務大臣は、臨時の内閣総理大臣としての職責を全うするために、その他の国務大臣に関する任免権や衆議院の解散権を行使することができる。

エ 明治憲法において、内閣総理大臣は「同輩中の首席」にすぎず、他の国務大臣と対等の地位にあるものとされたのに対して、憲法第 66 条第 1 項は、内閣総理大臣は内閣の首長であると定めている。また、各省大臣は、国務大臣の中から内閣総理大臣によって任命されるが、内閣総理大臣自らが各省大臣に当たることは許されない。

オ 憲法第 69 条は、内閣は、衆議院で不信任決議案が可決された場合には、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならないとしているが、衆議院で信任決議案が否決された場合には、内閣は、改めて不信任決議案が可決されない限り、衆議院の解散又は内閣総辞職をする必要はない。

∴憲法 69 条

1 イ

2 エ

3 ア、オ

4 イ、エ

5 ウ、オ

肢エ...「各省大臣は、国務大臣の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる」が、「内閣総理大臣が、自らこれに当たることを妨げない」(国家行政組織法 5 条 2 項)としている。

【2015 国家一般職（憲法）】

【No. 1 4】 内閣に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 衆議院の解散又は衆議院議員の任期満了のときから、衆議院議員総選挙を経て初めて国会が召集されるまでの期間において内閣総理大臣が欠けた場合、内閣は、衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときではなく、直ちに総辞職するのが先例である。

イ 内閣は、法律を誠実に執行し、また、憲法を尊重し擁護すべき義務を負っていることから、最高裁判所が違憲と判断しなくとも、憲法上の疑義を理由に法律の執行を拒否することができると一般に解されている。

ウ 国務大臣は、その在任中に、内閣の同意がなければ訴追されず、当該同意に基づかない逮捕、拘留は違法であり、当該訴追は無効となる。ただし、訴追の権利は害されないとされていることから、訴追に内閣の同意がない場合には公訴時効の進行は停止し、国務大臣を退職するとともに訴追が可能となると一般に解されている。【注意：よく見る！】内閣総理大臣の同意です！

エ 内閣は、国会に対し責任を負うとされているが、各議院が個別的に内閣に対して責任を追及することを排除する趣旨ではなく、例えば、内閣に対して、総辞職か議院の解散かの二者択一を迫る決議案は、衆議院及び参議院のいずれにおいても提出することができる。

オ 内閣は、閣議によりその職権を行使するものとされている。内閣総理大臣は内閣の首長であるとされているものの、閣議は全員一致によるものと法定されており、ある国務大臣が閣議決定に反対した場合は、当該国務大臣を罷免しない限り、内閣は職権を行使することができないため、総辞職することになる。

1 ア

2 ウ

3 イ、エ

4 ア、ウ、オ

5 イ、エ、オ

肢ア...大平首相が衆議院解散後・総選挙前に急死した際、内閣は首相死亡時点で総辞職したという先例が存する。

【2016 国家総合職（行政法）】

[No. 16] 国家賠償に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 国家賠償法第1条は、公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず自己の利を図る意思をもってする場合でも、客観的に職務執行の外形を備える行為によって他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体に損害賠償の責めを負わせ、広く国民の權益を擁護することをもって、その立法の趣旨と解すべきである。

イ 国家賠償法第2条第1項にいう营造物の設置又は管理の瑕疵の有無は、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきところ、幼児が道路の防護柵の上段手すりに後ろ向きに腰掛けて遊ぶうち誤って転落したというような、通常の用法に即しない行動の結果生じた事故については、設置管理者が責任を負うべき理由はない。

ウ 一般に、処分庁が認定申請を相当期間内に処分すべきは当然であり、不当に長期間にわたって処分がされない場合には、早期の処分を期待していた申請者が不安感、焦燥感を抱かされ内心の静穏な感情を害されるに至るであろうことは容易に予測できるから、処分庁には、こうした結果を回避すべき条理上の作為義務があるということができ、客観的に処分庁がその処分のために手続上必要と考えられる期間内に処分できなかったことをもって、この作為義務に違反すると解すべきである。

エ 国家賠償法第4条は、「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による」とするが、ここでいう「民法」とは、民法典に限られ、民法付属法規は含まれない。

オ 国家賠償法第5条は「国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」とするが、郵便法（平成14年法律第121号による改正前のもの）の規定のうち、書留郵便物について、郵便業務従事者の故意又は過失（軽過失を含む。）による不法行為に基づき損害が生じた場合に、国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分は、憲法第17条に違反し、無効である。【注意：よく見る！】

- 1 ア、イ
- 2 ア、ウ
- 3 ウ、エ
- 4 ア、イ、オ
- 5 イ、エ、オ

肢ウ...+α：その期間に比してさらに長期間にわたり遅延が続き、かつ、その間、処分庁として通常期待される努力により解消できたのにこれを回避する努力を尽くさなかったことが必要であるとしている。（水俣病認定遅延慰謝料訴訟）

【2016 国家一般職（行政法）】

[No. 20] 国家賠償に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア 宅地建物取引業法（昭和 55 年法律第 56 号による改正前のもの）に基づく知事等による宅地建物取引業者への免許の付与又は更新は、同法所定の免許基準に適合しない場合であっても、当該業者との個々の取引関係者に対する関係において直ちに国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法な行為に当たるものではない。
- イ 国家賠償法第 1 条の責任について、同条にいう職務を行った公務員個人に故意又は重大な過失があった場合は、国又は公共団体と連帯して当該公務員個人もその責任を負う。
- ウ 国家賠償法第 1 条が適用されるのは、公務員が主観的に権限行使の意思をもって行った職務執行につき違法に他人に損害を加えた場合に限られるものであり、客観的に職務執行の外形を備える行為であっても、自己の利を図る意図をもって行った場合は、国又は公共団体は損害賠償の責任を負わない。...
- エ 営造物の利用の態様及び程度が一定の限度にとどまる限りにおいてはその施設に危害を生じさせる危険性がなくても、これを超える利用によって利用者又は第三者に対して危害を生じさせる危険性がある状況にある場合には、そのような利用に供される限りにおいて、当該営造物には国家賠償法第 2 条第 1 項の営造物の設置又は管理の瑕疵がある。
- オ 国家賠償法第 3 条第 1 項は公の営造物の設置管理者と費用負担者とが異なるときは双方が損害賠償の責任を負うとしているが、同項にいう費用負担者とは、当該営造物の設置費用につき法律上負担義務を負う者に限られ、当該営造物の設置費用の一部につき補助金を交付した者は含まれない。

- 1 ア
- 2 ウ
- 3 ア, エ
- 4 イ, エ
- 5 ウ, オ

6 これからの過ごし方・・・これからの意識が合否を左右する！

- これまでの努力はもちろん大切！けれど、これからの過ごし方も合否を左右する！
- 4～5月に試験が控えている人は、講義の終わっていない部分について、3月いっぱいを目途に、進めていこう！
⇒4月に多少残っていても、大丈夫だけどね

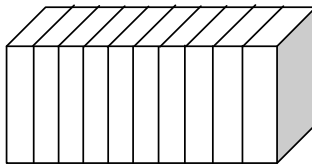
- QMの演習を繰り返すこと！過去問演習こそ、公務員試験の王道！
⇒LECの模擬試験やこれから始まる本試験などを目安に、こつこつと重ねていこう！
⇒10～20問を一気に解いて、解説をサラッと読むスタイルが早いかも？

- ABCD勉強法？
⇒5日間を1クールと考えて・・・

- A 憲法・ミクロ・政治学・日本史・化学・論文・数的処理演習数問
- B 民法Ⅰ・マクロ・行政学・世界史・生物・論文・数的処理演習数問
- C 民法Ⅱ・財政学・経営学・地理・地学・論文・数的処理演習数問
- D 行政法・その他・調整 論文・文章理解演習（現5英5／40～45分）
- E 調整日（もちろん勉強する）

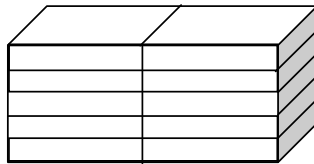
- 過去問を回す、その回し方

<バウムクーヘン型>



20 20・・・10日 or 10セット=200問

<ミルフィーユ型>



20 単元×10日 or 10セット=200問

- 科目の全体像を把握するには・・・
⇒テキストの索引を用いて、用語の意味を理解しているかを一気に確認するのも効率的

■ 模試の活用について（模試からわかることはたくさんある）

① 自分を知る（位置を知る、ズレを知る）

No.	正解	正解率	1	2	3	4	5
5	2	60%	6%	60%	3%	5%	26%
6	5	24%	12%	18%	10%	36%	24%

* 公務員試験は、相対評価！多数派であるかを確認！

② 知識を得る

- 模試を契機に理解度を知る・深める・広げる)



QMで演習追加 周辺論点も追加演習

- 模試を契機に、時事問題を学ぶ・素材にする

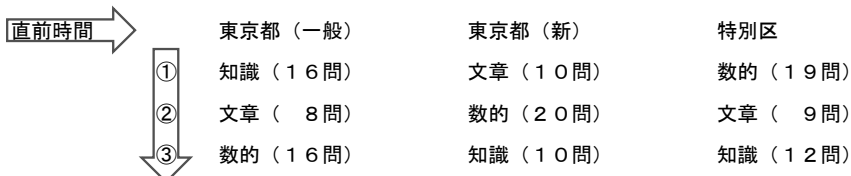
- * 過去問のない時事問題は、模試が最良の素材
- * ルーズリーフの表面に問題・裏面に解説として、時事問題集を制作

③ 解く知恵を得る

- * 時間配分・解き方を試行錯誤する、確立する

- 東京都 I B（一般方式 130分40問）
 数的16問、文章理解8問（現4英4）、社会科学3・時事5、人文4・自然4（16問）
- 東京都 I B（新方式：150分40問）
 数的20問、文章理解10問（現5英5）、社会科学1・時事6、人文1・自然2（10問）
- 特別区 I 類（120分40問）
 数的19問、文章理解9問（現5英4）、社会科学4・時事4、人文4・自然8（12/20問）

* 120分、40問と仮定



④ 模試は2回解く、3回解く？

- 第1ステップ（1解き）→会場などで時間を計って模試を解く
- 第2ステップ→答えせの前に、やらなかった問題にトライできたか否か☑⇒なぜ不選択？検討
- 第3ステップ（2解き）→答え合わせ、間違えた問題を解き直す、できたか否か☑⇒なぜミス？
- 第4ステップ（*反省文記載）→答えを見たり、テキストを見たり、しっかりと復習
- 第5ステップ（3解き*反省文記載）

→個人成績表で一喜一憂するだけでなく、総合成績表で、「もう一度、確認」にこそ意味がある

- 第6ステップ（次の模試へ）→書き込んでいた前回の反省点を意識し、次の模試・本試験へ

■ 年度別過去問の利用

- ① 週に一度程度、時間を試験時間に合わせて活用（試験に体を合わせる効果）

■ 時間を無駄にしない・・・そのために、自身の一週間を見る化、未来も見据えて。

KID's式！ スケジュールリングシート

名前：

◇月間スケジュール

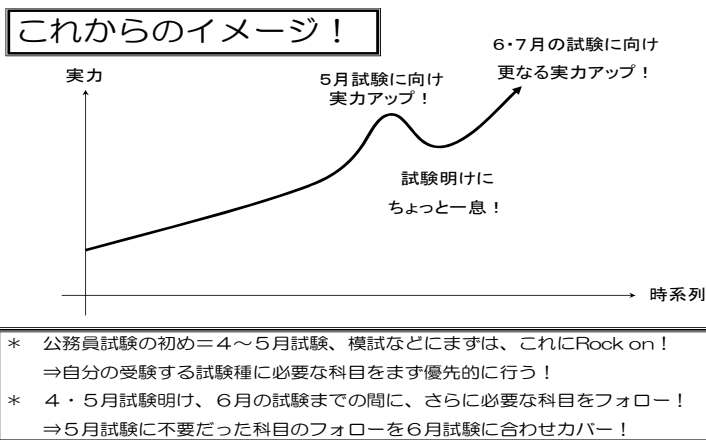
	数的	文章	社会	人文	自然	法律	経済	学系	時事	論文	面接	模試	他
3月													
4月													
5月													
6月													

◇受講教科一覧

○教養		○専門		○その他	
数的処理	/13	憲法	/10	論文	/4
文章理解	/4	民法 I	/8	時事導入	/1
社会科学	/10	民法 II	/9	時事白書	/1
日本史	/4	行政法	/11	社会政策	/2
世界史	/4	ミクロ	/11	時事	/3
地理	/4	マクロ	/10	面接	/1
思想	/3	財政学	/6		
文学	/1	経済事情	/3		
数学	/4	政治学	/8		
物理	/4	行政学	/6		
化学	/4	経営学	/6		
生物	/4	社会学	/6		
地学	/4	国際関係	/5		
		労働法	/5		
		刑法	/6		

曜日	時間	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	
月																						
火																						
水																						
木																						
金																						
土																						
日																						

- ・ 短期的な視点で、残されている時間を意識し、どの時間帯で、何を学ぶのかを確認
- ・ 長期的な視点で、いつまでに何を終えておくかを、考えて、スケジュールリング
- ・ 今すべきことを考えるに際して・・・



7 合格するためには、二手三手先を考えて行動を～面接対策のすすめ～

- 戦いは二手・三手先を見据えて行うものです

⇒筆記だけで合格するのではない、面接シートなどの作成も時間を見つけて取り組んでおこう

1 面接に受からなければ、最終合格はない

- 面接の配点が高い試験は、多い
- 2次試験ではマークシートの成績をリセットする試験種も数多く存在
- 国家一般職では、総合得点のうち2/9ではあるが、内定を得るための官庁訪問は複数回面接

2 聞かれていることは、次の2つ

- どういう人物か、どういう性格か、どういう能力を有しているか = 人物調査
- どこが第一志望なのか、来春から働けるのか = 意向調査

3 正解のない面接試験、だからこそ「自分」を知ることが不可欠

- 自身の強み、セールスポイントを売り込み、相手が求めている人材に合致することをアピール
- ひとつひとつの経験の中でどのようにそれを培ったか、分析（事実・苦労・工夫・結果・培われた能力・公務員としてどう活かすか）する
- 自分のこれまでを振り返り、自身の経験、ひとつひとつを洗い出す

4 正解のない面接試験、だからこそ「相手」を知ることが不可欠

- 「ここが第一志望である」という想いを、熱意をもって、明確に、アピール
- ① なぜ、公務員かを考える = 民間との比較
- ② なぜ、その試験種か、考える = 国⇔都道府県⇔市町村の比較
- ③ やりたいことは何か、そして、なぜかも考える
(政策に惹かれたから・経験からなど理由が大切)
- ④ なぜ、その試験種でやりたいかを考える
その試験種の取り組みも調べる = 国⇔都道府県⇔市町村の比較
教養論文対策とも重なる

面接カード

年 月 日提出

受験番号 —	氏名（ふりがな）	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日・年齢 昭和 平成 年 月 日生（ 歳）
裁判所職員を志望した 動機	見		
裁判所職員としての抱負 （取り組んでみたい 仕事、あなたが貢献で きること等）			
趣味・特技 （好きなスポーツなど）	これまで加入したク ラブ活動・サークル 活動等の集団活動		

長 所
短 所
あなたがこれまでに個人として力を入れて取り組んできた活動や経験（具体的かつ簡潔に記載する）
あなたがこれまでに目標達成に向けて周囲と協力して（チームで）取り組んだ活動や経験（具体的かつ簡潔に記載する）
自己PR

※ この面接カードは、人物試験の参考と性別欄は、該当する□の中にレ印を付訂正がある場合には、該当箇所を二重

面接カード（一般職大卒） 2019

このカードは人物試験の際に質問の参考資料とするものです。事前にボールペン(自筆)で記入してコピーを2部取り、原本と併せて3部を人物試験当日に持参してください。(様式を変更しないでください。)

なお、出身校や会社名などが特定されるような記入は避けてください。(該当する□には✓を付けてください。)

試験の区分	第1次試験地	受験番号	ふりがな 氏名
[最終学歴]		[職 歴]	
<input type="checkbox"/> 大学院(博士・修士・専門職) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短大・高専・専修学校 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 修了・卒業(年 月) <input type="checkbox"/> 在学 (年 月 修・卒見) <input type="checkbox"/> 中退 (年 月)	
[専攻分野]		[職 歴] <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 主な職種	

[志望動機・受験動機] _____ [志望官庁等] _____

[これまでに取り組んだ活動や体験] 達成感があつたと感じたり、力を入れてきたりした経験について、簡潔に記入してください。

○ 学業や職務において

○ 社会的活動や学生生活において（ボランティア活動、サークル活動、アルバイトなど）

[関心事項] 最近関心を持った社会問題や出来事、日頃興味を持って取り組んでいることなど

[趣味、特技など]

[自己PR] 長所や人柄について

8 最後に・・・試験当日に備えて

■ 最後に・・・ちよっと先のことですが・・・

1. 試験会場に向かう、その時に。

—— 忘れちゃいけないことを、思いつくままに。

① 当日の準備は、前日のうちに。

—— 忘れ物をして、つまずくな！

筆記具・受験票・時計・電車賃＋α（止まったらいけないから、多めに現金も。）

参考書（教養前用・専門前用・記述前用）を選択・準備しておくこと。

② 遅刻は厳禁！当日の人の流れに注意！

—— こんなことって・・・一年の努力が・・・実際にあったケースです。

国家Ⅱ種（当時）試験の当日。その日、試験会場となっている会場（大学）では、別の資格試験が行われていた。試験のことであたまがいっぱいであったAくんは何も考えずに人の流れについていった結果、そこは違う試験会場だった。

その試験会場の担当者の指摘を受け、国家Ⅱ種の試験会場へ急いで向かったが、試験開始を1分過ぎていたために、会場への入場を許されず、受けられなかった。

・・・こうした話が現実！本当に気をつけて。時間には余裕を持って行動を！

③ 試験において！

—— 気をつけるべきは何か？

・時間配分に気をつける。

—— 1問にこだわって、できる問題を落とすのは悔しい！難問は後回しに！

—— だから、直前に、本試験や本試験形式の模試で慣れるとよい

・解けるものから解く！

—— どの問題も1問1点。順番に解くよりは、解けるものから1点を積み重ねる！

・科目の順序や解き方などは新しいことを試まないこと。

—— 「模試は本試験のように。本試験は模試のように」

・最後まで諦めない！

—— あなたにとって難しいもの、それはみんなにも難しい。諦めない人が勝つ！

■ 周りを見て、焦らないこと！受かるまで、勉強を続けるのが公務員試験！

乗り越えた方が、公務員への扉を開きます！

頑張れ、頑張れ！

最後まで頑張れ！

心から、応援しています！

名前：

KID's 式！ スケジュールリングシート

◇月間スケジュール

	数的	文章	社会	人文	自然	法律	経済	学系	時事	論文	面接	模試	他
3/29～													
4/5～													
4/12～													
4/19～													
4/26～													
5/3～													

◇受講教科一覧

○教養	
数的処理	/15
文章理解	/4
社会科学	/10
日本史	/4
世界史	/4
地理	/4
思想	/3
文学	/1
数学	/4
物理	/4
化学	/4
生物	/4
地学	/4

○専門	
憲法	/10
民法Ⅰ	/9
民法Ⅱ	/9
行政法	/11
ミクロ	/12
マクロ	/12
財政学	/6
経済事情	/2
政治学	/8
行政学	/6
経営学	/6
社会学	/6
国際関係	/5
労働法	/5
刑法	/6

○その他	
論文	/4
時事導入	/1
時事白書	/1
社会政策	/2
時事	/3
面接	/1

◇週間スケジュール

曜日	時間	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	
月																						
火																						
水																						
木																						
金																						
土																						
日																						

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2020 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL19585